

平成30年9月13日（木）

日程第16 議案第5号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第18 議案第5号 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

19番 小西君。

○19番（小西政宏君）おはようございます。

一点ちょっと教えていただきたいことがあります。この自治基本条例ということなんですけども、全国でさまざまな意見が出ている中で、特に一点気になる点があるのでちょっと教えていただきたいと思います。その点については市民の定義の部分についてなんですけども、この条例案を見させていただきますと、また在学する者とかというふうに、本来、橋本市において住民票を有しない方々も基本対象になってくるのかなというふうに条例を見ていたら思うわけなんですけども、これを策定する委員会の中でこの辺の市民の定義について、どのような議論があって、どのような目的を達成のためにこの辺を含まれているのか、どんな議論があったのかを教えていただけたらと思います。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけども、市民の定義につきまして、自治基本条例策定委員会のほうでも個々については議論をいただいております。本来の住民票がある住民で定義するのか、また広く市民の定義を捉えて、幅広く市民の定義をするのかというような議論があったわけなんですけども、今回のこの条例におきましては、協働のまちづくりを進めていくということの

中でそれぞれ情報共有、また市民参画によるまちづくりが進んでいく中で、やっぱり広く多様な主体によってまちづくりが進められるほうがいいのではないかという意見が占めてまいりました。

その経過がありまして、今回、橋本の自治と協働を進めていく市民というのは、地域の方だけではなくに通勤・通学している方、また、各種団体やNPO、ボランティアなどの活動をされている方、そういう多様な方が入っていただいて、そして、地域の方々と一緒に地域づくり、まちづくりを進めていったらいいのではないかなと、そういうふうなご意見をいただいて、最終的に市民の定義が本条例案に設けられておるような定義をもって報告をいただきました。それについて市のほうでも同様の考えということで、今回の条例案の中にこの定義を設けさせていただいているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）19番 小西君。

○19番（小西政宏君）詳しくはまた会派内の委員会の方に質疑していただきたいと思うんですけども、今、すいません、ご答弁いただいた中で、その多様な考え方を入れるためにいろんな方、多様な方に入っていただく。それはほんとうにまちづくりにおいては必ず必要なことだと認識をしています。

しかし、その一方で、僕もそんなことはとは思ってはおりますけども、これは確認の意味で聞かせていただきます。本当に外の人たちだけで強引に変えてしまうような案件も時にはあるのではないかなと思うんですけども、これ確認です。もしそんな場合があったときに防ぐために、何か保険といいますか、その辺をもし考えられているところがあるん

でしたら、だいたい条例を読んでもわかるんですけども、1回またその辺を市側から答弁いただけたらと思います。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）これから地域づくりを進めていく中で、地域の方だけでなしに広く多様な方々が入っていただいてまちづくりを進めていただく。そういう場合の中においても、例えば、意見の違いであるとか、そんなことも出てくるかもわかりません。ただ、私どもこの条例案に掲げております第4条、基本原則というのを設けております。この中に、第4号、相互の尊重というのを入れさせていただきました。これについては、これからの住みよい豊かなまちをつくるために、お互いの意見や行動を尊重し合いますと。ここがやっぱりまちづくりの中で一番重要なところでもあるというふうに思っております。

ですから、この条例の趣旨というものを我々行政のほうでまた地域に入って、広く市民の方に伝えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）これは総務委員会でまた審議されるんですけども、私も総務委員なんですけども、議場におられる議員も理事者の方々も全て総務委員会に出るわけではありませんので、問題点の指摘という意味で質問させていただきます。

まず、自治基本条例がなければならぬと、これがなければ市政をやっていけないという理由を教えてください。

それから、7条3項、市長等は市政運営に関する情報について速やかに、かつわかりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めますと。今、これをやっていないのか、どの点がどういうふうに変わるの

かということを教えてください。

次に、13条、市長は自立した財政運営を行うため自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定するものとしますと。決定というのは確定という意味もあるんで、議会の承認を得てと入れるべきではないのでしょうか。決定であればね。

14条の評価、行政評価という意味で市民に評価をしていただくと。議会の評価と市民の評価と異なる場合も出てくるんですけども、こういう場合には、市民の代表である議会の評価とそごをした場合にはどういうふうに扱われるかを伺います。

それと、15条です。2項で、市は条例、規則等を制定または改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重してこの条例に定める事項との整合性を図りますと。これは大変大事な問題で、この条例は後の議会の意思を束縛する、拘束するものになります。ところが、法制定の大原則というのは、後法は前法を改廃すると、後でできた法律は前の法律を変えていく、そういう大原則があるんです。

それはなぜかと言うと、例えば、現実の制度としては、法律は法律をもってしか変えられない、条例は条例をもってしか変えられないと。逆にいえば、法律は法律を変えることができる、後の法律で。条例は後の条例で前の条例を変えることができる、これが大原則です。なぜかといえば、趣旨はいろいろその時点その時点で情勢が異なると。それを柔軟に対応していくためには、そのときそのときの議会あるいは行政が自由に判断して、その場面で最適と思える方法、手段を選択できる。このフリーハンドを保障することが円滑な政治あるいは統治関係を実現していくこととございます。そうだとすればここでその趣旨を尊重し云々ということは、後の議会、あるいは3年、5年、10年、20年先か

もしれないんですけども、当時の市民によって選ばれた議会、これの意思を拘束するということにもなりますので、この点についてもどういうお考えかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）たくさんいただきましたので、もれがあればまたご指摘いただきたいと思います。

まず、本条例の必要性でございます。本市におきましては、平成20年に協働の基本指針というのを作成しまして、その後、市民の皆さんと一緒に各いろいろな政策分野におきまして、協働の事業というのが既に取り組みされております。

ただ、昨日の一般質問の答弁でもさせていただいてあるんですけども、人口減少、少子高齢化というのが非常に速いスピードで進んでまいりました。したがって、これから行政が主導で行っていくサービスの提供というのも困難になってくるのではないかなというふうに予測される中で、さらに市民の皆さんと行政が協働しまして、市民の皆さんによる自主的なまちづくりを支援し、市民の力を生かしたまちづくりを進めていかなければならないと、そのように考えております。

そういった中で、これからのまちづくりの旗印といたしまして、本条例を策定することに至ったということでございます。

二点目の第7条の3項、情報の共有にということでございます。これまでも市のほうでは広報、ホームページ等で市政情報等を提供させていただくのはもちろんやってきたわけなんですけども、また市長への手紙等、市民の意見も聞かせていただくような機会も設けてまいりました。また、各いろいろな事業分野におきまして、会合等の中で市民のご意見を伺う中で、市としての政策の方針等もお伝

えてきました。また、ここ3年ほどやっておりますカフェミーティング等におきましても、いろんな政策テーマに基づきまして市民の皆さんの意見をいただいて、またそれを政策に反映できるものは反映をしていくという形で進めてまいったわけなんですけども、さらにこの情報共有というものを、この条例のもとに進めていき、市民の参画をいただいて協働のまちづくりを進めていきたいということこの条項を設けさせていただいてございます。

次に、財政運営ということで、第13条の第1項でございます。これにつきましては当然、二代表制ということで、市と議会とがこの市政を運営していくという両輪でございます。市のほうで市長が予算の原案を決めまして、そして、この議会に提案をさせていただいて、承認をいただいて、各施策を実行していくということに何ら今までどおり変わりはありません。

次に、第14条の行政評価についてでございます。これにつきましては市のほうでいろいろな各施策に基づいた予算をつけまして、またこの議会で承認していただいてそれを執行し、またその審査につきましては、決算の中でまた議会の審議を受け承認をいただいているところでございます。その中で各事業の成果について、市民の方にも参画していただいて、今後市のやってきた事業に対する評価をいただくということでございますので、そのことにつきましては、また今までのこの議会の中で決算等審査いただいておりますので、何ら行政評価についてまた違いはないと思っております。

続きまして、第15条の2項についてでございます。これにつきましてはこの条例の位置づけということで、本条例が他の条例に影響を及ぼすのかというご質問だったかと思いま

す。ここで言う尊重遵守というのがあるわけなんですけども、これについてはあくまで本条例の趣旨に関する内容、市民協働でありますとか、また情報共有、市民参画、この内容において他の例規もしくは例規の一部に整合を図っていただくということでございます。したがって、個々の例規等についてはその制定目的に沿ってつくられるものと解釈しておりますので、あくまでもここに書いてあります尊重、また整合を図っていくということにつきましては、市民協働、またまちづくりにおいて情報共有、市民参画をしていただくということに関しての内容と考えております。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長、まず理由と7条の3項はいいんです。13条に関しては、松浦議員はこの議会の承認という言葉を入れるべきではないのかというまず質問一点ね。ちょっと整理します。

そしたら、答弁もれ指摘してもらえますか。答弁もれでいいですか、松浦議員。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今の13条の答弁については、この文言がおかしいんじゃないですか。市長が決定している、議会もいろいろと関与する、予算の議決をすると、それは変わりないと言うのであれば、この文言自体が市長がいかにも単独で決定できる、確定できるように読めるんで、考えてもらわんと具合悪いんじゃないですか。答弁もれです。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）これは先ほど政策企画室長のほうからもご答弁させていただきましたけども、当然、二元代表制の中で、最終的な予算等の審議については、議会の議決を経るということがそもそも原則でございますので、ここについてはその原則のもとでこういうような表現をさせていただいており

ますので、特にここを変えるという考え方はございません。

○議長（岡 弘悟君）松浦さん、これ答弁もれの指摘でよろしいですか。再質問でよろしいですか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私が最初にそもそもこの基本条例をしなければ、協働もできないのか、市民協働できないのか、どういう点でできないのか。ほかの自治体は自治基本条例がなくてもきちんとしてやるべきことはやっているんで、これがなければできないんだという理由を伺ったんですけども、その点については答弁がなかったという話でございます。

それと、7条で今はやっていないということを知りました。今もやっていますよという話なんですけども、やっていると思います。それがこの条例をつくることによってどういふふうに変わっていくのかということを知っているんです。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）まずこの条例についてなんですけども、これも先ほど室長も言われていましたけれども、やはり将来的にきのうも2050年という話が出てきましたけれども、やっぱりこれからの行政を、地域づくりを救っていく中では、やっぱりこの右肩下がりの人口減少の中では今大きな変換期に来ているということでございます。ですから、そのためにはやはり住民が自らこの協働というのを意識して、この意識していただくというのが非常に大事なことやと思っております。ですから、そういう意味でこの大きな時代の変換期に、いち早く意識を持って協働に取り組んでいただくという、そういうような目的を、それを目的としているところが大きな点であります。

それと、第7条の3項ですね。これについ

ては実はこれも同じように意識をして、市民の側に立った広報に心がけるということが大事なところでございます。それというのも、第4条に基本原則と、この第1号に情報共有というそういう項目を設けてございます。ですから、我々は行政から見た広報だけではなくて、やはり住民の側に立ってそれを意識して広報と情報共有を行っていくということが大事というそういうことで、今もそういうように心がけながらやってはいるわけなんですけども、さらにこれを意識して、これから情報発信していくというそういう狙いがございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）第16条のはぐくむ条例、私たちはこの条例の内容が橋本市にふさわしく社会情勢に適合しているかどうか毎年度効果を検証し、というふうにあります。この毎年度効果を検証しということを受けて次のはぐくむ委員会を設置するというようなお考えでいらっしゃるのかどうかというのを一点確認したいことと、それ以外にも何か効果を検証するような仕組みをつくっていかれるのかということと、その次のはぐくむ委員会なんですが、それではその効果を検証していくのであれば、第17条の3のこの条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができますと書いてあるんですが、まず諸制度というどのような制度というのを考えていらっしゃるのか、制度があるのかということと、これなかなか総合計画等であればいろんな項目に分かれていますので、それを評価するということは割とたやすくできるのかなと思うんですけれども、この条例の中身を見ていると、なかなか具体的にどのような調査をすることによって効果が検証できるのかなというのがちょっとよく

わかっていないところがありますので、その辺何か具体的な思いがおありになって、このはぐくむ条例ということとはぐくむ委員会という項目を設けていらっしゃると思いますので、少しわかりやすくご説明をしていただけたらと思います。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問でございます。まず、第16条におきまして、はぐくむ条例の内容を毎年度効果を検証していくということで、この条例というのは成長していくものであるのかなど。橋本市の市民の皆さんがまちづくりに参画をしていただいで、橋本市のまちがそれによって進んでいく。それをまたやっぱりこの条例も、社会情勢もありますけども、橋本市のまちづくりがどのようにつくられていくのかなということはこの条例の効果というのを検証していく必要があるのではないかなということ、この条項を設けさせていただいてございます。

じゃあ、この条項におきまして次の議案でもあるんですけども、はぐくむ委員会を置くことについては、このはぐくむ委員会がどういうふうな内容を、じゃあ、検証していくのかということにつきましては、これから市民の皆さんにご承認をいただければ周知をしていかなければならないんですけども、市民の皆さんがこの条例のどんなふうに認知をしていただき、理解をしていただいているのか。また、この基本原則の中に情報共有でありますとか市民参画を設けておるんですけども、情報共有についてちゃんと市のほうがきちっとした情報をお伝えをしているのか、そういうふうな行き届いているのか、またそういう機会をきちっと設けているのか、そういうことについてもご意見を聞いていきたいなと思っております。

また、市民参画というのも大きな柱の一つ

ですので、やはりその市民参画においていろんな機会は設けておるんですけども、参加しやすい手続きになっているのか、また、その場所とか時間とかそういうのが適正なのか、また、出てきた意見がちゃんと市政に反映されているのか等々、やっぱりそういうことについて行政としてきちっとまとめて報告をさせていただいて、またそれについてご意見を伺う必要があるのかなというふうに考えております。

それと、この第9条、第10条におきまして、地域主体のまちづくり、また地域運営組織ということの条項もこの条例の中には設けさせていただいております。ですので、今後の地域主体のまちづくりを進めていく上におきまして、市が行っていく支援の内容についても、ちゃんとそれが市民の皆さんに理解をいただき浸透しているのか。また、地域運営組織というのが、将来、こういう組織が各地域の中でできていく際に、それらに対する活動内容についてもご意見をいただける機会になるのかなと、そのように考えております。

諸制度につきましては、今後、この第9条の第2項に必要な施策を推進していくということをして設けております。当然、この条例が承認をされれば、このまちづくりにおける制度等も創設していく必要が出てくるかと思しますので、その内容について等も検証させていただくということで考えております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）委員会でこれは付託になっているので、委員会でしっかりとその辺も揉んでいただいたらいいと思うんですけども、次のそのはぐくむ委員会条例についてもちょっと入ってくるかもしれませんが、でも、ここにはぐくむ委員会と書いていますのでちょっと引き続きあれなんですけど、質問させていただくんですけども、そしたら、

このはぐくむ委員会の3のはぐくむ委員会は諸制度に関する事項を調査審議していくということは、1年間に何回もその委員会を開催して、常に調査研究を進めていかれるというようなイメージを持っていいんでしょうか。その辺だけちょっとお願いします。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）はぐくむ委員会の開催の頻度ということによろしいかと思うんですけども、これにつきましては先ほどの効果等を検証していただく、また諸制度についての審議をいただくという中で、市としてのきちとした情報をお伝えできる段階でそれらを見ていただく必要があるかと思いません。ですので、具体的に何回というのは今のところまだ考えておりませんが、数回、2回程度は必要になってくるのかなというふうには考えております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）まず、この自治基本条例というか、平成12年に北海道のニセコ町ですか、そこを皮切りにできていった制定かと思うんですけども、18年たった今、まだ1,400ぐらいの自治体ができていないという中で、橋本市も和歌山県下30市町村の中で、少ない中でやろうという中で、自治基本条例そのままのような形で見ているよりも、今、このはぐくむ条例という名前が変わっていることにポイントを置いてみると、これはちょっと違う形でやろうとしているんだというのが見受けられます。

それで、質問二点あるんですけども、実はこれをやるときのまず住民投票権、市民投票権という条例がこの中にいろんなところで何箇所かというか、何十箇所において、住民投票条例じゃないんですけど、権利を主張するような、どうやったら住民投票ができるかと

か、誰が、市長が言うたらできるかとか、議員が出したら提案権ですね、あればとか、詳細は決まっているんですけども、その項目を一切外しております。これは外しておることが、多分はぐくむ条例のポイントだというふうに思っておるんです。ですんですが、何でこれは今回触れなかったのかというのを教えてほしいのが一点と、もう一点は地域運営組織なんですけれども、地域運営組織、橋本市の場合、区制度が行き渡っておりまして、だいたいまいこと何々区、何々区と別れておりまして、あえてこういうふうな形でのまちづくり協議会をつくる必要はあるかどうかというのは私なりに考えたんですけども、もしも今この中にあるような形で進めるのであれば、例えば、中学校区5校で大きい枠をつくるだとか、あるいは公民館区八つでつくるだとか、小学校区15で、あるいは14でつくるだとかということをもしやるのであれば、お金の流れなんですけれども、今、区に回っているお金なんですけど、それはその上部組織と言おうか上になる大組織の中のところには予算はおりるのかどうかということをお尋ねします。この二点です。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）まず、住民投票に関する条項が設けられていないという理由についてでございます。策定委員会の中で、最初に私ども事務局のほうが自治基本条例というのはこういうような形で各他の市等で行われているのを見ていただいた経過がございます。その中には今、本市のほうが提案させていただいているような協働のまちづくりに関して理念的なタイプもございましたし、今、議員が言われますように、住民投票の条項でありますとか、行政手続き等、また個人情報保護に関する事項でありますとか、いろんなものが設けられておるものもござい

ました。この策定委員会の中で審議を続けていく中で、この条項についても入れるかどうかという議論は確かにございました。

その中で、他の法律や既に市の例規で規定されている事項については、その中でそれぞれの目的に応じてやっていただければいいのではないかなということで、本条例についてはそういう他の法律、他の例規に設けられている事項については設けないということが委員会の方針として決められて、本条例に沿った形での報告が上がってまいりました。本市においてもその策定委員会の意見を尊重させていただいて、設けていないということになってございます。

次に、地域運営組織のことでございます。地域運営組織につきましては、既に区、自治会等がある中で、さらにこの地域づくりを行っていく上で置くことができるということにはさせていただいてあるわけなんですけども、区、自治会につきましては、本当に地域コミュニティの中核ということの中では本当に多様な分野での重要な役割を担っていただいております。その上でこの組織を置いていくことによって、さらに多様な主体による地域づくりを推進していくということでございます。

その中で今区域の話もございましたけども、また資金の流れということであったかと思うんですけども、具体的な事項については、この第10条については附則のところ、施行については3年の範囲内という条件をつけさせていただいてございます。ですので、市が一方向的に決めるのではなく、やはり地域の方々、市民の皆さんとここについては十分議論を深めた上で、その基本的な区域でありますとか、また必要な予算措置であるとかということについては検討をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）ちょっと一点だけ。51ページの市長等の役割の中で、第7条の第4項、市長等は市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。それと、第10条の第2項なんですけども、こういったまちづくりに参画する場合には、この地域運営組織、市、区、自治会、これといろいろ話し合いながらしか行うことができないんか。仮に何かまちづくりしたいと思って地元の区のほうに話をした場合に、なかなか話に乗っかってくれない。そんな場合には、市が一応窓口になって協力してまちづくりを行うという解釈でよろしいのか。やはり、俗に言う担当区、区とかに相談してやってくださいよとか、区に丸投げというのはかなり多いと思うんですけども、そのあたりのこの考え方はどんなものなんですか。教えてください。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）まず、第7条の第4項、まちづくりに、また市政に参画する機会を設けていくということにつきましては、当然この参画する機会というのが、例えば、今までやっておりますカフェミーティング等、市が市民の皆さんに対していろんなご意見を聞く機会を設けていくこともございます。また、いろんな協議会、審議会等に市民の方に入らせていただきまして、その中で話を聞かせていただくという機会もございます。そういうふうな機会については、また今後この条例に基づいてさらに進めていかなければならないというふうに考えております。

次に、第10条の第2項なんですけども、この地域運営組織というものに関しましては、ここにも基本的なことしか書かれてはないんですけども、ある一定のまとまりの中で市民が自分事のように地域のことを考えていただ

いて、自主的に地域の課題を解消するような地域づくりを行っていくというふうなことでございます。でも、その地域、一定のまとまりのある地域としましても、やはり基礎的なコミュニティというのは区、自治会であるのかなというふうに考えております。ですので、やはり区、自治会と、またそこに集まってくるいろんな団体の方々、また、当然、先ほどの市民の定義でもございましたけども、通勤・通学等、市内、その地域に来られている方々と一緒になってまちづくりを進めていく必要があるのかなというふうに考えておりますので、この区、自治会、その他関係機関と連携をして、また協力してまちづくりを進めていただきたいということで書かせていただいております。

ただ、それぞれの個々の団体については市民公益的な活動をされるかと思っておりますので、そういう団体についてはその活動の中で市ができる支援というのはまた考えられるのかなというふうには思っています。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）それじゃあ、再度お聞きしますけども、そういった場合には、別に市のほうから区なり自治会に話通してくださいよというそういう話はなくてもよろしいという意味ですね。また、その運営組織自身が、この団体がこういった運営組織で大丈夫ですよという判断は、やはり市で行うんですか。それだけです。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）この地域運営組織を今後運営していく中においては、大変いろんな課題もあろうかと思っておりますし、今おたただしいたいただいたような問題であるとか、そういったことも出てくると思うんです。特に、この委員会の中でも、この組織の決定については少し時間をかけて育てていく、考え

ていくべきだというふうに思いますので、今もいろいろ議論をいただいて、意見もいただいておりますけども、この附則にありますように少し時間をかけて関係者から意見もいただいた上で、そのあたりも含めて地域主体のまちづくりになるように、そのルールであるとかそういったものも決めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）市としては、基本的に地域の主体性を生かしていただきたいという、そういう立場であるんですけども、その中で市として、先ほど室長も申しましたけども、どういうふうにかかわっていくのかということなんですけども、やはり地域、基本的には市は支援をしていくというそういう立場で考えておりますので、必要に応じてそのあたりは関係する団体も含めて協議をしていきたい、そのように思っております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ちょっと細かいことを聞きます。話をちょっと戻して、今の話と違って、一番最初の1番議員のお話なんですけども、13条の先ほどの決定というワードをいかなものかという質疑に対して、ちょっと私なりの質疑をさせていただきたいんですけども、やはり総合政策部長の言うことはよくわかるんです。決定機関はどのこの、ほんで議決があつての話ですというのわかるんですけども、それはあくまで職員とか、これに携わつとる方、この場に出席しておられる方、これ条文が通りますとホームページ等で見れるようになって、市民のための条例であるのであれば、市民の人がわかりやすく、これはもう議決するのが当たり前です、常識ですというのは言うことはよくわかるんですけども、はぐくむ条例という名前が育て

ていくとか寄り添っていく、協働とうたうんであれば、市民にやさしい目線でどなたが見てもわかるように、ものを設置したら、つけてみないとわからないとかそういうことじゃなくて、ソフトな部分でみんなに寄り添って、やってみないとわからないというのを期待として、こういう政策企画室長が熱意を持って答弁しとるのを見たら、こっちも結構感じる部分、打たれる部分、響いてくる部分があるんです。ということは、我々は市民の代表でここにおるわけでございますので、この決定というワードは決して市長の暴走ではないというのは僕らはわかるけども、市長の決定というふうに書いてあったら、ちょっとはぐくんでないんじゃないかな、協働ではないかなというふうに、条文として市民からとられる可能性があるんじゃないかということをおたいたしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）条文自体は全てにわたるんですけども、割と簡略化したような、ちょっと抽象的な書き方になっております。ましてや理念的な性格も備えておりますので、そこはやむを得ないというふうに思っているんですけども、市民に公表するときというのは、この条文にそれぞれ解説というのをつけていきます。ですから、この解説の中でそういったことを誤解をないように、そこは丁寧な表現として広報なり説明をしていきたい、このように思っております。

○議長（岡 弘悟君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）今の部長の説明いただいた分を僕の解釈としたら、市民の人にやわらかく伝わるように表現を補足しますということのこの議場での、成長していく条文なんです、また変わるかもしれないし、これから色塗っていくというのはようわかるんですけど、そこは真摯に受けとめていただいたというこ

との、決定を変える変えないはまたその後ろの20人の委員をもってということ結構でございますので、今の表現の日本語の僕の解釈としたら、ここは検討するというか、附則をつけてちゃんとわかりやすくするよというお約束をいただいたという解釈でよろしいですか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）はい、そのようにしていくつもりでございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）12条なんですけど3番、市長は総合計画の策定に際してはその計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるためとあるんですが、市民に提供する方法と市民から意見を集める方法を教えてください。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけども、今、本年度より計画期間を持っています第2次橋本市長期総合計画におきましても、市民の皆さんに今までの政策について必要であるもの、また重要なものであるということでのアンケート調査を実施をさせていただきました。また、本年度もそうなんですけども、毎年度、市民の皆さんにこの総合計画に施策項目に基づきまして、市民の皆さんの評価というのを、これは500名抽出の中での調査なんですけども、実施をさせていただきます。そういう中で、広く市民の皆さんに対して今の市の施策の方向性という情報を提供させていただき、またアンケートの結果ということでこの意見を吸い上げてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これ

をもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、総務委員会に付託いたします。

日程第17 議案第6号 橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第17 議案第6号 橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第6号については、総務委員会に付託いたします。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第18 議案第7号 橋本市小学校空調設備整備事業プロポーザル審査委員会条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第18 議案第7号 橋本市小学校空調設備整備事業プロポーザル審査委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）今回、プロポーザル方式を採用するにあたり、なぜ普通の入札方式をせずにプロポーザルを選んだかということをお尋ねしたいんですけれども、もともとプ

ロポーザルというのはここに書かれておりますが、専門性、技術力、企画力というのは、エアコンに際して何ら変わりはないものであると。例えば、東京オリンピックの100億か200億か何千万か知りませんが、建屋の形状が違うというデザインにおいて影響がある場合はプロポーザルは多々使うとは思いますが、このような形で何ら専門性も技術性も今の世の中、大した差はないと思う中でプロポーザル方式をするという選ばれた理由のほうをちょっと教えていただければと思います。

○議長（岡 弘悟君） 教育部長。

○教育部長（曾和信介君） これにつきましては、小学校の空調設備をつけていきたいというところのスタートでございます。プロポーザル方式でいきたいということにつきましては、設計、それから施工、工事管理を一括で行っていききたいというようなところ、それからいろんな動力の関係もございまして、そういうところを提案を受け、コストの縮減や工期短縮をめざしたいというところでのスタートでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君） 3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君） 今のお話の中に専門性とかその辺、どこの業者でもあるような話だと思えますけれども、だから、それでプロポーザルを選ばれたということでしょうが、もう一度、すいません、プロポーザルを選ばれた確たる理由を再度お願いします。

○議長（岡 弘悟君） 答弁もれでよろしいですか。再質問でよろしいですか。

○3番（杉本俊彦君） 再質問で結構です。

○議長（岡 弘悟君） 教育部長。

○教育部長（曾和信介君） 今回のプロポーザルにつきましては、空調設備の設計、施工、それから工事監督の一括方式で実施をしたいと考えてございます。これにつきましては、

工期等の縮減が図れるというようなこと、それから、先ほども申しましたが、動力についてはまだ電気なのかガスなのかその他の方式なのか、そういうのを含めてご提案をいただいて、その中で最も優位な形のものを選択するというところでの業者選定を図っていききたいというところでのプロポーザルでございます。以上です。

○議長（岡 弘悟君） ほかにありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君） プロポーザルという、これ英語で私らちょっとわかりにくいんやけど、何を意味しとるのかひとつ説明してほしいのと、恐らく大勢の人に入札、公開して入札かけるということやろうと思ふんやけど、ただ、プロポーザル方式と言ったら地元の業者、空調なんかやったら地元どっさりおると思ふんやけど、いつも安いところ、あっちこっち入札かけるさかいに安いところで、後でまた問題がよう出てきとる。問題がたくさん出てくる、安いからということで。小学校はそういうことがないように、きちんとしたやっぱり地元の業者やったら責任持って、修理でもさっと来てくれるんよ。そういうことをきちんと考えて教育委員会やってもらわな具合悪いなと思ふんやけど、地元業者だけでやるんかどうかということもちょっとご返答いただきたいのと、それともう一つだけ聞きたいのは、これ小学校だけプロポーザルでやって、中学校の空調は予算出とるさかいに中まで審議せえへんけど、中学校の空調は今出とらんでな、条例通ったって小学校だけプロポーザルで、中学校の空調はどないなととるん。それちょっと教えてよ。

○議長（岡 弘悟君） 教育部長。

○教育部長（曾和信介君） プロポーザルにつきましては、議員おただしのように安いところに落ちるとは限りません。一番いい提案を

していただいたところを交渉相手として選んでいくというのが方式でございます。そういうところがプロポーザルのいいところでして、落札といたしますか、一番安いところと契約するのではないというところでございます。

中学校と小学校の違いでございますが、中学校につきましては、平成27年度に設計がもう済んでおりますので、それに基づいた工事ということで、後ほど補正予算のところでも計上はさせていただいていますが、工事費というような形で進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）あと、地元業者の扱いについて。

総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）そのプロポーザルやる場合の資格要件にもよると思うんですけども、ほかの事例を見ますと登録業者というようなくりをしているところが多いということで、入ることも可能ですけども、そのほかにいろいろ条件をつけますと入れない場合もあるということで、今のところはちょっとその点については不明といたしますか、まだ要件が決まっておられませんのでということでございます。

○議長（岡 弘悟君）17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）27年度に中学校は予算、設計もできとるさかい言うて、まだ今この条例をつくって、小学校の場合はやろうとしとるんやけど、27年のそのときに何でプロポーザルせなんだんや、中学校の空調のときに。今、27年度に設計委託しとるさかいにということやけど、そのときに同じように空調、1億、2億ってかかるわけやろう。小学校だけプロポーザルにして中学校はプロポーザルせんというのは不思議だなと思うんやけど、それで中学校は予算のとき言うわ。

小学校の地元業者というのは、常に市長も

地元のやっぱり業者をきちっと育成せなあかんで、きちんとやっていきますよと。議会議会かて常にしょっちゅう言うとるわな。言わせてもうてますやんか。ほんでに、やっぱり技術的になって、今、総務部長が言うてたけども、仕事せな技術上がれへなよ。仕事をやってもろてこそ技術が上がるのやさかいに、何十年たっても、難しい仕事もやっぱり地元にしとっていくことが技術を上げることにもなるし、地元やったら、もしことがあっても即対応してくれると思うんやで。東京や大阪や名古屋あたしから修理に来てくれやんで。そうやさかい、そういうことも含めてやっぱり地元業者育成という、育成というその言葉のごとく、やっぱりきちんと地元業者を対象につけていただくということは、何でそれできやんのかいなと思っていつも思うんですけども、もう一度、その点、その二点だけお聞きしますわ。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）先ほど申しましたように、資格要件についてまだ詳細決定しておりませんので、ほかの事例を見ますと登録業者というふうなくりをしているところが多いんですけども、例えば、実績等を入れますと、地元の業者にそういう実績があるのかというようなこともありますので、そういった要件によって対象の事業者は変わってくるというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）27年につきましては、設計、動力等についても、その当時は電気ということが非常にポピュラーであったというようなこともございますし、そういうところで早く設置をしたいというようなところで、27年度には設計にかかったということでございます。

○議長（岡 弘悟君）なぜプロポーザルの方

式でしなかったというのが、一番の井上議員が聞かれていることなので。設計に入ったのはわかるんですけど、なぜプロポーザルでそのときはしなかったんですか。なのに、なぜ今回小学校はプロポーザルで上がってくるのかというその相違点を明確にして、答弁をお願いします。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）ちょっと私のほうからご説明させていただきます。教育部長、総務部長から答弁させていただいていますが、総合的に、全体を踏まえてちょっと説明させていただきます。

まずは、今年の異常な殺人的な、殺人的という表現は悪いんか、異常な暑さ、これは本当に国としても災害と認めるぐらいの暑さでした。それをもって、少しでも早く子どもたちのためにクーラーを設置するということが基本理念の中で、まずはコスト縮減というのも本市の財政事情を鑑みたら、コスト縮減、工期の縮減という観点から考えております。それで、中学校につきましては5校で既に設計もできている。そして工期的にも私どもで試算しましたら、どないか来年の8月末というのを目標に頑張れる、状況によったら間に合わん場合もあるかわかりませんが、そこをめざしたいということで、プロポーザルにせんでもどないか間に合うということでの発注を考えています。

それと、あと小学校をプロポーザルにするというのは、いろいろ方法も政策的にも議論した中で、プロポーザルでやるしか工期的に縮減できない、そういう提案をいただきたいということでのプロポーザルということでございます。

そして、あと一つは市内業者育成って、これ重要なことです。先ほど総務部長も答弁してもらいましたけども、これからの入札の

仕方によって市内の業者も入るということは可能かと考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）プロポーザルにする業者の範囲というのに焦点を当てて聞かせてもらいます。橋本市だけじゃなくて、やっぱり市民の利益、子どもたちの利益、そういう財政事情も考えた上で総合的にやっぱり判断してもらわんと、もちろん地元業者の育成も大事ですけど、今の台所火の車で育成のために割高になるというようなことは僕は避けてもらいたいと思うんですよ。技術的にもやっぱり優秀な、あるいは製品的にも高級というか、高度な内容のものをどれだけの値段でつけてもらうかと総合的に考えなければ、今の判断基準というのはやはり市民の利益、子どもの利益、そして工期、いろんなことを考えて、ほかのことはやっぱりあんまり考えらんとやってもらいたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）プロポーザル方式になりますと、市のほうが出した仕様ですとか、要綱に沿って提案いただくわけなんですけれども、提案価格あるいは提案内容ということで、例えば、スケジュールの妥当性でありますとか、空調設備の特徴、学校現場の特性に配慮した工夫ですとか、そういったいろいろな審査基準がありますので、そういう中で総合的に点数の高かった業者に決まりますので、そういった価格面あるいは施工内容等も点数の高い業者に設定されるということでございますので、子どもにとっても市にとってもメリットがあるというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）地域的には制限されないんですか。どういう範囲の方にプロポーザルの提案をしていただく予定ですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）範囲につきましては、先ほどからご答弁しておりますように、資格要件のほうはまだ決定しておりません。他市の例を見ますと、登録業者というのは最低条件になるかと思えますけれども、条件、先ほど言いましたけれども、実績ですとかそういうのを出しますと外れてくる業者もいますので、そこら辺については今後協議していきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）先ほど中学校の説明については非常によくわかりました。市長の政策で一日も早くクーラーということやったんで、それは27年度に設計して、いつでもかかりたいという意味はよくわかっています。ただ、予算ない中でようかからなんだと。今回は小学校もいち早くやろうと思えばこの方式しかないということは、このプロポーザルでやった場合に、極端に言ったら来年には間違いなくこの方式でまずやるという意思表示でこの条例が出されたと思います。もし2年先やったら、多分同じような設計して入札という形にはなるかと思うんですけれども、これがいち早く進めていく手段で考えたとは思ってらるんですけれども、その中でこの3条の委員会の学識経験のある者というのは、これはだいたい管工事の専門の知識のある人とか、いろんなことがあると思うんですけれども、どういう人を経験のある者として考えておられるか教えてください。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）大学の先生でありますとか、機械設計等の、特に空調の設計で

ありますとかその辺の詳しい方、今のところ考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）設置費用までは何とかもうやりくりをつけたというか、めどを立てた、立てざるを得なかったというところだと思わんですけれども、これは設置した以降も当然ランニングコストというものがかかってくるわけで、先ほど部長から話があったように、動力源がガスかもしれない、電力かもしれない、その辺のところを提案型で検討させてもらうということなんですけれども、例えば、電気で行こうという提案の中に、そのランニングコストを自然エネルギーを利用することによって抑えるという提案があったとしたら、それはある程度考慮する余地があるのか。そうかも一般的にはソーラーパネルってなってくるんでしょうけれども、そこまではとても余裕がないという、今その辺はどうでしょうね。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）今のところそこまでは考えてはございません。先ほど総務部長が申しましたように、プロポーザルの評点の項目が幾つかございますので、そういう提案も提案者のほうからいただければ、そういうことも検討して評点の中に入ってくるのではないかなというふうに考えています。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）第3条のところでお聞きしたいんですけれども、委員8人以内をもってということですが、人数それぞれ割り当て、どれぐらいの人数で考えておられるのかお聞きしたいのと、一般質問で同僚議員がかなりいろいろ質問されていたみたい、機種選定とかいろいろ間違いのないよ

うにせなあかんし、そういう意味で機種の選定とかいろいろ難しい問題があると思うんですけども、その中でその他の市長が必要と認める者って、どういう人を考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）今現在考えております8名の構成委員につきましては、先ほど13番議員からありましたように、学識のある大学教授であったり、専門性の有する方、各1名ずつ、それから市の職員を考えてございます。それ以外に今、市の市長が認めるということについては、想定は今のところしておりませんが、今後いろいろ検討していく中で必要であれば、そういう方についても入っていただきたいと思っています。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）端的に行けないかもわからないんですけど、すいません。今のご答弁からいうたら、エアコンがどうのこうのという質疑になって、当局てんでこ舞いしとるような感じなんですけど、プロポーザルの審査委員会の条例をつくるこれなんで、根本的にいうたら、まず一点目聞きたいのが、先ほど議員言われた第3条のところ、委員8人以内の8人というのは、学識経験者とか大学教授とか空調とか、とかじゃなくて、条例上げてくるんやったら8人の選抜メンバーというのは決めてしかり、ある程度こういう方に見てもらおうと思っとんやというのをちゃんと選定して条例上げてこいという話です、僕からしたら。

市職員、僕はこの間の一般質問の関連でちょっと感情的になったらおわびするんですけど、教育委員会の予算の執行のあり方というのには僕は疑問を持っとるんで、市職員が誰入るかということ。あと、その他市長が認

める者で、できることやったら僕入って見たいと個人的に思います。でも、議会からはこういうのは入らないとこっち側から言うとするんで、それは入れないのはわかっております。したがいまして、傍聴とかそういう規定があるのかどうか、オープンに公開するのか、議事録とるのかどうか、まずこれ教えてください。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）メンバー構成につきましては、先ほど申しました学識経験者2名、それから市の職員につきましては、副市長を筆頭に部長等は入る予定でございます。

それと、公開につきましては、その会議の中身によるかなと思うんですけども、例えば、プレゼンテーション等になりましたら、それぞれ業者の発表等になりまして、それを聞いて後の業者さんがいろんな作戦というんですかね、そういうことも得れるので、その辺については各種の状況ももう一度研究したいというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）傍聴はできるんですか。

教育部長。

○教育部長（曾和信介君）傍聴につきましても、先ほど言いましたように、傍聴をされますとプレゼンテーション等につきましては、そういう後の方の影響も出るのかなというふうに考えております。ということで、そういうプレゼンテーション等の場面についての傍聴はご遠慮いただくこともあるかと思いますが、一般的には傍聴ができるというふうに考えています。

○議長（岡 弘悟君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）答弁にはなっとるけど、欲しい答えにはなっていないんで答弁もれは指摘にはならないんですけど、これプロポーザルを決める大事な機関を決める条例やのに、そんな学識経験者2名で、職員は副市長を筆

頭にどうのこうのって、こんな曖昧な億の金動いて、地元業者がどうのってこうなると、何十年に一回買いかえる、これから20年、25年このエアコンと付き合いして行って、ランニングコストも全部考えて、そういうプレゼンはその業者に決めてもうて、ええなと心引くもんがあればその人に決めようというのはよくわかるんです。

でも、これを決めさす、決めるのも人じゃないですか。そこを決める決定機関の委員会で、傍聴はご遠慮くださいと言うんやったら遠慮しますが、きっちり議事録とって、後で決まってからどういう基準やったんか、落ちたところも受かったところも後で見せていただきたいと思えますけど、こんな曖昧なことで、さっき建設部長が物すごいフォローの答弁してくれとんのに、これ日本語としておかしいじゃないですかね。子どもたちのことを考えて早くするために、プロポーザルでこのやり方しかないって。トス上げてくれとんのにそんな答え方で、きっちりした金額は出ませんが、行政価格と民間の価格はわかりませんがね。市外、県外業者が、大手が安くたいたいてくるというのは、結局は利益削ってきとるだけの大手の話であって、こういうふうな決め方を軸になるものがばんとないのに、これから副市長に決めてもらうんですか。こんなこういう軸の心の姿勢がないのに、ただエアコンの機械を買って冷やしたらええわというような感覚でおるように僕には聞こえる。ここら辺がおかしいからずれてくるんです。

本来やったら、中学校のエアコンの設計、当時市長のマニフェストやって、市長が苦渋の決断でつけられへんだというのは痛いほどわかるんです。つけてあげたいけどつけられへんというのは、政治家にとってどれぐらいしんどいことかというのは皆さん、ご存じなんでしょうか。そのときに中学校の設計を上げた

ときに小学校の設計も上げといたら、いずれ行くからという準備しといたら、こんなことはないんでしょう。即席まがいもほどあるというんか、答弁聞いとってもう聞かんとこと思っとったけど、悔しいですよ、こんなこと。もうちょっと軸になること、これ委員会付託で文教になるんで、この議会の決定の間に気持ちよく通してあげたいと思うので、きっちりとした説明を文教厚生委員会にお願いするんですけど、この場で。きっちりとして市民が見てプロポーザルのこの委員会条例ということは、委員会をつくるということ、この機関は最高の機関やということを示していただいてからエアコンをつけるということ、もうちょっと心に誓ってもらえますか。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）今、議員おっしゃるとおりで、やはり子どもたちのためになるべく早く、そして機能もすばらしい、そういうのを選定できるような委員を決定させていただきますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19 議案第8号 橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第19 議案第8号 橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) 法律が変わったことによるこの条例改定なんですけれども、実際に言えば、課税が免除になるということは固定資産税が入らなくなるということになると思うんです。対象になるところがあるのかどうかと、市への影響についてお尋ねします。

○議長(岡 弘悟君) 市民生活部長。

○市民生活部長(田中忠男君) 現在の条例に対して対象となっている業者はございません。あと、この条例改正に伴って、1年目が固定資産税については10%、2年目については25%、3年目については50%、4年目以降については100%の課税となります。今現在、今言われたようにどういう状況になるのか、今後の企業誘致も含めての推移を見なければわからないというところです。

○議長(岡 弘悟君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関す

る条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第9号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について と、日程第21 議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第20 議案第9号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について と、日程第21 議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号と議案第10号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市市立保育所条例の一部を改正する条例について と、議案第10号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、議案第9号と議案第10号の2件については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第11号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第22 議案第11号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第12号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第23 議案第12号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）保証人が2人から1人ということなんで、市営住宅を借りたときに保証人を2人確保するというのは大変ということで市民のほうでは言われておるんですけども、1人になりますと責任も大変重くなってきます。そうなってきたときに、市としてやっぱり滞納者があったときに、その保証人に対してどのような対応をしたらいいのかということが大変気にはなるんです。きちっと3カ月も滞納すれば、書類で郵送して保証人に連絡するんじゃないしに、やっぱりきちっと足を運んででも連絡をとって、ちゃんと家賃を納めてもらうということに努力していかないと、きちっと対応していなかったら、どんどんどんどん家賃がたまってしまって大変な状況になる場合があります。今までははっきり言わせていただいて、きちっとした対応ができていなかったのではないかなと感じます。

今後、今現在もどういった対応をしておるん

かその辺と、今後、やはり保証人に対してきちっと連絡をとりながら対応していくんやという、その辺のお話をお伺いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）今回の条例の改正の目的といいますのは、あくまでも住民の皆さま方が入居しやすくなるように、保証人要件を緩和したものでございます。ただしながら、1人ということにしてしまえば、おただしのとお負担が大きくなるということもございまして、2人から1人以上というふうにさせていただいていまして、2人でもなれるということでございます。

それともう一点、債権回収についてですけども、実情をお話しさせていただいたら、すごく今担当課、前向きに努力していまして、まずは催告を上げたりとか、3カ月以上たったら保証人に通知したり、もちろん委託訪問してお願いしたりとか、そういうふうに取り組んでおるところでございますので、今後もそういう心構えで臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）従来その辺がきちっとできていなかったということで、いろんな問題が発生しとると思うんです。現在、いろいろやっていただいとると、そのことについては私も知っているんで、今後きちとした保証人に対しての対応をやっていただきたいということと、1人以上になっていますけども、ありがたいというか入りやすい、保証人を見つけやすいというようになるんで、1人以上になっていたら、絶対2人は探しません、間違いなしに。1人おったらその人をお願いして申し込みするという形になるんで、形は1人以上になっていますけども、実情は1人

で全ておさまっていくんちゃうかなと思うんで、その保証人が大変な責務を負うようになりますので、その辺も十分理解していただいた中で保証人をやってもらわないといろんな問題が後々発生するんで、今後とも保証人に対してのいろんな指導といいますか連携といいますか、その辺もきちっととっていただきますことをお願いしときたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。